
吸收分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(吸收分割)

2026 年 1 月 1 日

楽天グループ株式会社

楽天ステイ株式会社

2026年1月1日

楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天ステイ株式会社

代表取締役 菅井 克彦

楽天グループ株式会社（以下「承継会社」といいます。）と楽天ステイ株式会社（以下「分割会社」といいます。）とは、2025年10月29日付吸收分割契約書（以下「本件吸收分割契約書」といいます。）に基づき、承継会社を吸收分割承継会社、分割会社を吸收分割会社とする吸收分割（以下「本件吸收分割」といいます。）を実施しました。会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收分割が効力を生じた日

（会社法施行規則第189条第1号）

2026年1月1日

2. 吸收分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 10 日付で株主に対して通知を行いましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 11 日付官報及び 2025 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条の 2 但し書きに定める場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2025 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収分割に係る株主に対する公告を行いました。

本件吸収分割は、会社法第 797 条第 1 項但し書きに定める場合に該当するため、株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 11 日付官報及び 2025 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、分割会社から、本件吸収分割契約書に定める権利義務を承継いたしました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

本件吸收分割の効力発生日である 2026 年 1 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸收分割に関する重要な事項

(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上